

**入札監理小委員会における審議結果報告**  
**観光庁**  
**「旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務」**  
**について**

観光庁の「旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

## 1. 事業概要及びこれまでの経緯について

### ○事業概要

観光庁、旅行業協会、旅行会社等の関係者が、現地災害情報や旅行者の安否情報等を一元的に共有することで、旅行者の安全確保に向けて効率的に対処することができるとともに、旅行者においても、連絡手段の確保や避難経路等の情報収集が容易に行える情報共有プラットフォームの保守・運用、または、新たに情報共有プラットフォームを構築し、そのサービス運用等を行う業務である。

・市場化テスト 2 期目

第 1 期	令和 4 年 7 月～令和 5 年 3 月（9 ヶ月）
第 2 期	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（1 年）

### ○これまでの経緯

本事業は、競争性の確保に課題（一者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和 3 年 7 月 9 日閣議決定）において市場化テストの対象に選定された。審議対象となる今期は市場化テスト第 2 期目である。第 1 期市場化テストは令和 5 年 3 月まで継続中であるが、単年度事業のため、第 1 期の評価の前に第 2 期の実施要項案審議を実施するものである。

## 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

1 期目の入札では 2 者応札が実現されており、競争性が改善されたと想定されるため、2 期目においても、日付等の必要な修正を行った上で、基本的に 1 期目と同様の内容の実施要項案とした。

尚、その他の修正変更として、事業期間の変更に対応してライセンス期間を 10 ヶ月から 12 ヶ月に変更した。また、Microsoft 社における Internet Explorer のサポート終了に伴い、対応するブラウザを Microsoft Edge に変更した。（【資料 2-2】 P41, 53, 89/116）

### **3. 実施要項（案）の審議結果等について**

【論点1】 調達範囲は、「(1)システムの構築・保守・運用」と「(2)システムの保守・運用」の2者から選択可とするのか、(2)のみとするのか。

【対応1】 競争性の確保のため、原案どおり「(1)システムの構築・保守・運用」と「(2)システムの保守・運用」の2者から選択可とする。

【論点2】 ハードウェア、ソフトウェア、データ等、新規システムに移行する際の移行費用は、誰が、どのように負担するのか。

【対応2】 本システムで、移行が必要なハードウェア、ソフトウェア、データはない。旅行者情報（会社名、メールアドレス、ログインID、パスワード、添乗員）や安否確認結果等の蓄積されるデータも、観光庁が別途エクセル形式で所持しているため、容易に再設定が可能である。

【論点3】 データ等の引継ぎにかかるコストが、新規参入を検討する上での重要なポイントのため、頭書き等で、引継ぎコストが大きくないことを説明できないか。

【対応3】 基本的に引き継ぎ時に移行が必要なデータ等はないが、再設定が必要となりうるデータ等については別途エクセル形式にて観光庁が所持しており、このデータからの再設定も可能であることを明記した。これにより、新規参入業者でも、引継ぎ前後の契約クラウド業者の違いに依らず、データ等の再設定が容易であり、また、引継ぎコストが大きくないことが理解できるものとする。

（【資料 2-2】 P28～29/116）

【論点4】 現行のシステム仕様を新規参入業者が閲覧することは可能か。

【対応4】 原案では、“旅行安全情報共有プラットフォーム設計書”を閲覧可能としており、これによって、現行のシステム仕様を閲覧することが可能である。（【資料 2-2】 P30/116）

【論点5】 開発したシステムを構成するソフトウェア、データ等について、新規参入業者が、現行システムを参考にして新規にシステムを開発する場合、及び現行システムを継続して利用する場合において、必要な著作権は観光庁に帰属しているか。

【対応5】 実施要項案の別添 01「旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務仕様書」の「7.3 知的財産権の帰属について」で規定しているように、論点の“必要な著作権”は観光庁に帰属する。（【資料 2-2】 P36～37/116）

【論点6】 開発したプラットフォームの耐用年数はどれくらいと想定しているか。

【対応6】 本システムはクラウド上に構築されるため、クラウド事業者によって、ハードウェアやソフトウェア等は適宜新しいものに更新され、また、これらによって構築されるインフラストラクチャやサービス

も適宜アップデートされている認識である。従って、ICT 技術の進歩によるシステムの陳腐化は想定しておらず、陳腐化はもっぱら外部要因や旅行業界の動向によるものと認識しており、必要な改修があれば、事業の都度（本事業は単年度事業のため、基本的に毎年確認して）行うものとする。そのため、本システムでは、耐用年数という概念は想定していない。

#### **4. 意見招請への対応について**

令和4年8月1日から8月15日までパブリック・コメントを行い、3者から9件の意見が寄せられたが、実施要項案の修正は行わなかった。

以上